

Weekly Report

第554日号
令和2年5月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中止等されたイベントに係る寄附金控除

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット等を購入した個人が払戻しを受けずにイベント主催者に寄附することを選択した場合、寄附金控除（所得控除又は税額控除）を適用できる制度が創設されました。

◆指定を受けた一定のイベントが対象

本制度では、令和2年2月～令和3年1月までに国内で開催された又は開催予定だったものの、中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、要件を満たすものを幅広く対象としており、映画やテーマパークなどの観覧イベントも含まれます。

ただし、中止等されたイベントが自動的に本制度の対象となるのではなく、主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けることが必要となります（指定を受けたイベントは文化庁・スポーツ庁のHPで公表）。

◆本制度による控除の適用は確定申告が必要

指定イベントのチケット等を購入している個人が本制度による寄附金控除の適用を受ける場

合は、①主催者に対して払戻しを受けない旨を連絡する、②主催者から「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」の交付を受ける、③2種類の証明書を用いて確定申告を行うことで控除が適用できます。

また、払戻しを受けずに本制度の寄附金控除となる金額は、年間合計20万円が上限となります。

なお、既に払戻しを受けている場合や、指定された時点で既に払戻期限が過ぎているイベントについて払戻しを受けていない場合も、要件を満たせば本制度の対象となります。

事業再開に向けた補助金の支援拡充

新型コロナに伴い、「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」、「IT導入補助金」では、補助率を引き上げた「特別枠」が設けられており、A：サプライチェーン毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備、いずれかの投資が補助対象経費の1/6以上であることが要件となっています。

緊急事態宣言の解除等による事業再開を後押しするため、①特別枠のうち、上記B又はCに該当する場合は助成率を3/4に引き上げ、②「ものづくり補助金（特別枠）」と「持続化補助金」は、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の取組に上限50万円（事業再開枠）を上乗せします。

賃料を減額した場合の消費税率の経過措置

消費税率10%への引上げの際、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置により旧税率8%が適用されている賃料を変更した場合は、原則として変更後は経過措置の適用を受けられません。

ただし、新型コロナの影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する場合は、「正当な理由に基づくもの」として、引き続き経過措置が適用されます。

この場合は、契約書や覚書等において支援のため減額する旨を明らかにしておきます。